社会福祉士国家試験受験資格　取得希望の方へ

☞通信教育部入学案内　p.20 ～ 21 も合わせてご覧ください

1　社会福祉士の取得に向けた学習

1　社会福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目

下表より**最低限 23 科目 62 単位**（選択科目もすべて含めると**最大 27 科目 70 単位**）を修得。

①3年次編入学者　最低限 23 科目 62 単位の修得で、卒業と指定科目の修得の両方が可能。

②1年次入学者・2年次編入学者選択科目も含めすべて修得してください。

③実習免除者選択科目も含めすべて修得してください（「実習指導 A」「実習指導 B」「実習」の 3 科目は除く）。

※②・③は下表指定科目の修得とあわせて、卒業要件（p .12 ～ 15 参照）の達成も必要。

※2021年度からの法改正により、2020年度までの入学で単位修得した下記科目については、2021年度以降の再入学の際に単位認定されない場合があります。

［別表1］社会福祉士国家試験受験資格に関する指定科目

厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目	本学の科目名	配当年次	科目単位	S単位	履修方法	オンデマンド	大卒者認定可能性（注7）旧カリ	新カリ
☆人体の構造と機能及び疾病　1科目選択（注1・3）	医学一般（3科目中1科目選択でも可）	2年～	2	1	R or SR	💻	有	
☆心理学理論と心理的支援　1科目選択（注1・3）	福祉心理学（3科目中1科目選択でも可）	1年～	2	1	R or SR	💻	有	
☆社会理論と社会システム　1科目選択（注1・3）	福祉社会学（3科目中1科目選択でも可）	1年～	4	2	R or SR		有	
☆現代社会と福祉	社会福祉原論（職業指導を含む）	2年～	4	2	R or SR	💻	無	
社会調査の基礎	社会調査の基礎	3年～	2	1	R or SR	💻	有（注4）	
相談援助の基盤と専門職	社会福祉援助技術総論	2年～	4	2	R or SR	💻	無	
相談援助の理論と方法	社会福祉援助技術論A	2年～	2	1	R or SR	💻	無	有
	社会福祉援助技術論B	2年～	2	1	R or SR	💻	無	有
☆地域福祉の理論と方法	地域福祉論	2年～	4	2	R or SR	💻	有	
☆福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画	3年～	2	1	R or SR	💻	無	有
福祉サービスの組織と経営	福祉経営論	3年～	2	1	R or SR	💻	無	有
☆社会保障	社会保障論	3年～	4	2	R or SR	💻	有	
高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者福祉論	1年～	2	1	R or SR	💻	有	
	介護概論	1年～	2	1	R or SR	💻	有	
☆障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論	1年～	4	2	R or SR	💻	有	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童・家庭福祉論	1年～	4	2	R or SR		有	
☆低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論	3年～	2	1	R or SR	💻	有	
☆保健医療サービス	保健医療サービス論	3年～	2	1	R or SR	💻	無	有
就労支援サービス（注2・3）	就労支援サービス論（選択）	3年～	1	1	S	💻	無	有
☆権利擁護と成年後見制度（注2・3）	福祉法学（必修）	2年～	2	1	R or SR	💻	無（注5）	有
更生保護制度（注2・3）	更生保護制度論（選択）	2年～	1	1	R or SR	💻	無（注5）	有
相談援助演習	社会福祉援助技術演習A	2年～	3	1	SR		無（注6）	
	社会福祉援助技術演習B	3年～	3	1	SR		無（注6）	
	社会福祉援助技術演習C	4年	3	1	SR		無	
実習免除者は履修不要 相談援助実習指導	社会福祉援助技術実習指導A	2年～	1	2	SR		実務経験者免除有	
実習免除者は履修不要 相談援助実習指導	社会福祉援助技術実習指導B（B－1 / B－2 / B－3）	4年	2		SR			
実習免除者は履修不要 相談援助実習	社会福祉援助技術実習	4年	4	4	実習科目			

☆印：精神保健福祉士受験資格取得のための指定科目と共通の科目。

（注1）「医学一般」「福祉心理学」「福祉社会学」の3科目中いずれか1科目選択で可。

（注2）「福祉法学」は必修。「就労支援サービス論」「更生保護制度論」は選択科目のため履修しなくても可。

（注3）国家試験は演習・実習科目以外のすべてから出題されるので、すべての指定科目の履修を推奨。

（注4）単位修得証明書の科目名などから「社会調査の基礎」に該当する科目を2単位分修得していることが明確になる場合のみ認定可能。それ以外の場合、シラバスを提出いただくこともあります。

（注5）本学通信教育部で 2009 年度以降のスクーリングおよびレポート合格者は認定可能性あり。

（注6）本学通信教育部出身者のみ認定可能性あり。

（注7）大卒者認定可能性：福祉系の四年制大学を卒業した方で、在学中に上記指定科目の単位修得をしている場合は、既修得単位の個別認定ができる可能性があります。くわしくは p.79 をご覧ください。

2 社会福祉士国家試験受験資格取得（実習受講者向け）のための履修モデル

卒業までにどのような科目を履修するかのモデルです（この通り履修する必要はありません）。入学時に、入学１年めの履修登録科目のモデルや学習計画例を配付しています。それにそって学習をしていただくことも可能ですし、ご自身でアレンジして履修登録やスクーリング受講の計画を立てて学習をしていただくことも可能です。

（　）内は単位数

■社会福祉士国家試験受験資格取得【１年次入学者】 履修モデル

	共通基礎科目	専門必修科目	専門選択科目（指定科目）	専門選択科目
１年次 (37 単位)	ボランティア論(2) 基礎演習(2) 教育の歴史と思想(2) 社会福祉学入門(1) 他７単位履修		福祉社会学(4) 福祉心理学(2) 児童・家庭福祉論(4) 障害者福祉論(4) 高齢者福祉論(2) 介護概論(2)	福祉ボランティア活動(1) 心理学概論Ａ(2) 心理学概論Ｂ(2)
２年次 (40 単位)	人権と福祉(1) 他３単位履修	福祉法学(2) 社会福祉原論(4) 地域福祉論(4)	医学一般(2)　更生保護制度論(1) 社会福祉援助技術総論(4) 社会福祉援助技術論Ａ(2) 社会福祉援助技術論Ｂ(2) 社会福祉援助技術演習Ａ(3) 社会福祉援助技術実習指導Ａ(1)	認知症介護論(1) 福祉リスクマネジメント(4) 老年心理学Ａ(2) 老年心理学Ｂ(2) 人間関係論(1) ライフサイクルと福祉心理学(1)
３年次 (31 単位)		社会保障論(4) 公的扶助論(2)	社会福祉援助技術演習Ｂ(3) 社会調査の基礎(2) 福祉行財政と福祉計画(2) 福祉経営論(2) 保健医療サービス論(2) 就労支援サービス論(1)	リハビリテーション論(2) 知的障害者福祉論(2) 家族法(4) 発達障害者の地域支援(1) ケアマネジメント論(4)
４年次 (16 単位)			社会福祉援助技術演習Ｃ(3) 社会福祉援助技術実習指導Ｂ(2) 社会福祉援助技術実習(4)	医療・福祉経済論(2) 福祉用具と生活支援(4) 特講・社会福祉学５(1)
合計 (124 単位)	18 単位	16 単位	54 単位	36 単位

■社会福祉士国家試験受験資格取得【３年次編入学者】 履修モデル

	共通基礎科目	専門必修科目	専門選択科目 (指定科目)		専門選択科目
３年次 (40 単位)	(18 単位 一括認定)	社会福祉原論(4) 地域福祉論(4) 福祉法学(2)	高齢者福祉論(2) 児童・家庭福祉論(4) 社会福祉援助技術総論(4) 社会福祉援助技術論Ａ(2) 社会福祉援助技術演習Ａ(3) 福祉心理学(2) 社会福祉援助技術実習指導Ａ(1)	介護概論(2) 障害者福祉論(4) 社会福祉援助技術論Ｂ(2) 社会福祉援助技術演習Ｂ(3) 更生保護制度論(1)	(44 単位一括認定)
４年次 (31 単位)		社会保障論(4) 公的扶助論(2)	社会調査の基礎(2) 福祉経営論(2) 福祉社会学(4) 就労支援サービス論(1) 社会福祉援助技術実習指導Ｂ(2) 社会福祉援助技術実習(4)	福祉行財政と福祉計画(2) 保健医療サービス論(2) 医学一般(2) 社会福祉援助技術演習Ｃ(3)	特講・社会福祉学５(1)
合計 (71 単位)		16 単位	46 ～ 54 単位		１単位

3 最短で社会福祉士国家試験受験資格取得のための受講スケジュールと受講条件について

３年次編入学者が２年間で、社会福祉士国家試験受験資格を取得するための「演習・実習指導・実習」科目
また、「演習･実習指導･実習」科目を受講するためには、下記の受講条件を満たしていくことが必要です。

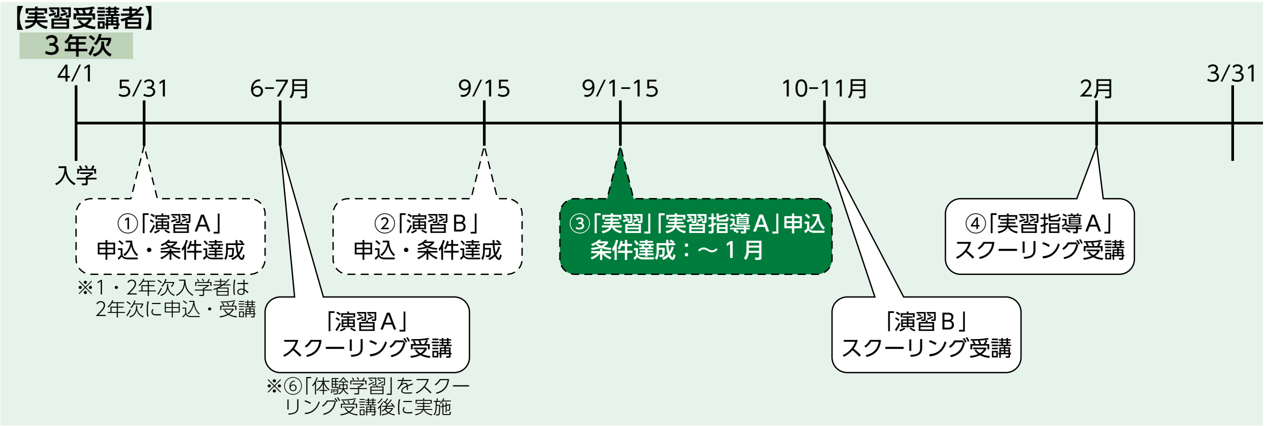

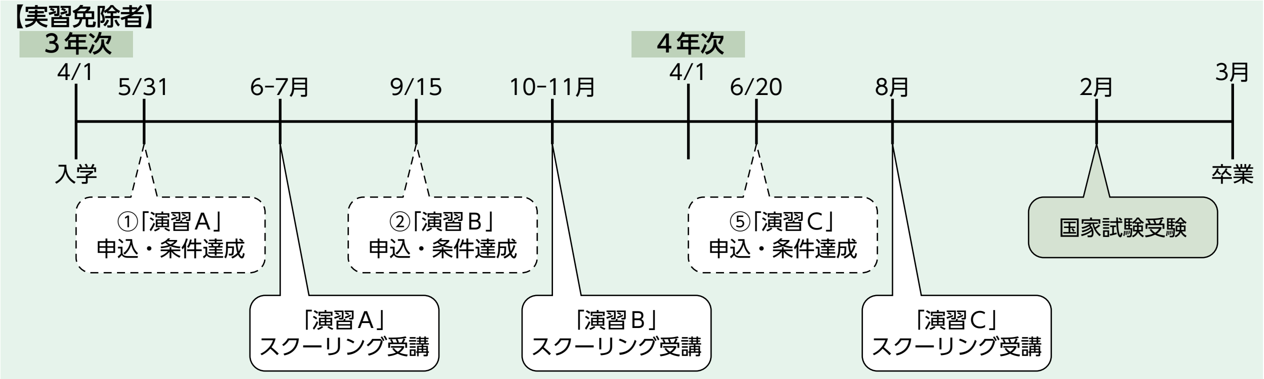

①社会福祉援助技術演習Ａ

配当年次	２年次以上
申込締切	5/31・9/15・11/30 ⇒実習受講者が最短修業年限で卒業するためには、３年生の５月末までの申込みが必要
受講条件	受講判定日※までに下記 (1) ～ (3) の達成。 ※ 5/31 申込：5/31・6/15・6/30　9/15 申込：9/15　11/30 申込：11/30 (1) 「社会福祉援助技術総論」１・２単位め レポート提出 (2) 「社会福祉援助技術演習Ａ」１単位め レポート提出 (3) ２０単位修得（入学から１年以上経過して申込む場合）

②社会福祉援助技術演習Ｂ

配当年次	３年次以上
申込締切	9/15・3/15 ⇒実習受講者が最短修業年限で卒業するためには、３年生の 9/15 までの申込みが必要
受講条件	受講判定日※までに下記 (1) ～ (6) の達成。 ※ 9/15 申込：9/15・10/15　3/15 申込：3/15・4/15 (1) 「総論」「演習Ａ」２科目分すべての レポート提出 (2) (1) 以外に指定科目から ４科目分すべての レポート提出 (3) 「演習Ａ」の スクーリング試験合格 (4) 「社会福祉援助技術演習Ｂ」１単位め レポート提出 (5) ２０単位修得（入学から１年以上経過して申込む場合） (6) 「養成課程履修費」期限までの入金

の受講スケジュールは下表のとおりです。

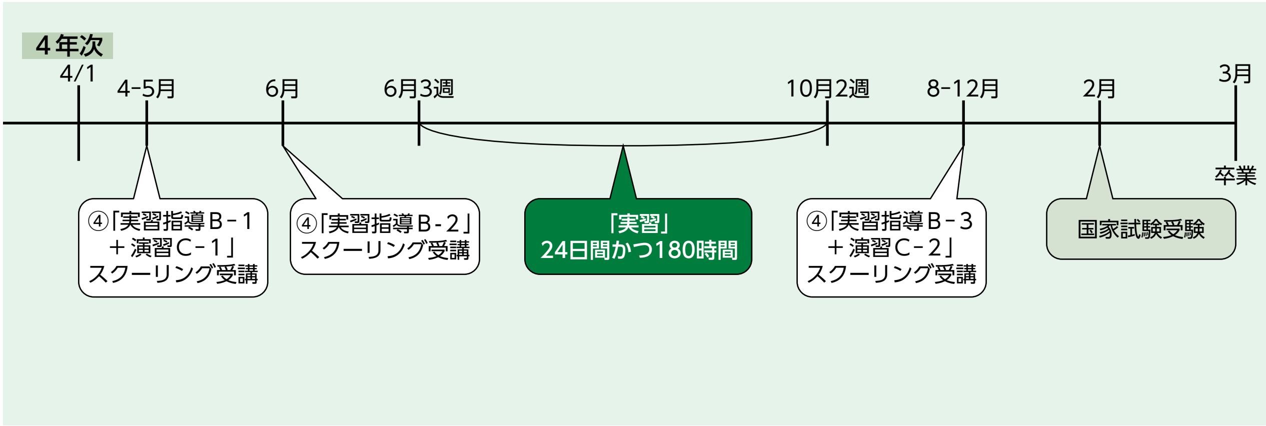

③社会福祉援助技術実習

配当学年	４年次
申込締切	実習前年度の 9/15　(受理判定日：10/31・11/30・12/20・1/31)
申込受理条件	(1) 9/15時点 62単位以上の修得（一括認定単位を含む） (2) 10/31時点 「実習指導Ａ」課題３のレポート提出　および受理判定日までの合格 (3) 11/30時点 「演習Ｂ」のスクーリング試験合格　およびすべてのレポート提出 (4) 受理判定日まで 指定科目から「総論」「演習Ａ」を含む８科目の単位修得 (5) 受理判定日まで 卒業要件単位80単位以上の単位修得（認定単位を含む） (6) 10/31（遅くとも12/10） 体験学習（下記参照）を実施し、受理判定日までの合格 (7) 社会福祉分野の業務に携わる意志を強く持っており、社会福祉の学習および実習に対して熱意と意欲をもっていること。社会的なルールが守れること。

④社会福祉援助技術実習指導Ａ・Ｂ、社会福祉援助技術演習Ｃは、実習申込みが受理された後に受講。

⑤社会福祉援助技術演習Ｃ（実習免除者向け）

配当年次	４年次
申込締切	【２日間連続受講型】6/20（受講日：８月）or 11/15（受講日：12 月） 【分割受講型】4/1（受講日：１日目 4-5 月、２日目 8-12 月）　※仙台は分割受講型なし。
受講条件	申込締切日までに下記 (1) ～ (4) の達成。 (1) 「演習Ｂ」のスクーリング試験合格　およびすべてのレポート提出 (2) 「社会福祉援助技術演習Ｃ」１・２単位めレポート提出 (3) 指定科目から８科目の単位修得 (4) 卒業要件単位80単位以上の単位修得（認定単位を含む）

⑥体験学習について（実習前年度までに受講。免除制度あり）

概　　要	実習受講希望者が、実習前年度までに行う、**福祉施設の現場体験**（ただし、p.49 ～ 50 に記載の**施設・事業での勤務や実習の経験者は「実績報告書」を提出・合格すれば免除**）。
日　　数	連続３日間かつ 21 時間以上
時　　期	「社会福祉援助技術演習Ａ」スクーリング受講後、実習申込年の 12/10 まで。
体験学習先	1）p.49 ～ 50 に記載の施設・事業（医療法に規定する病院及び診療所は除く）。 2）学生自身で、1）に該当の施設から内諾を取り、そのうえで大学より依頼します。 3）詳細は、「社会福祉援助技術演習Ａ」スクーリングでガイダンスを行います。

2 社会福祉援助技術実習について

1 社会福祉援助技術実習の概要

科 目 名		社会福祉援助技術実習
配当年次		４年次
実習日数		24 日間以上かつ 180 時間以上
実習時期		６月第３週～ 10 月第２週（９月末卒業希望者※：６月第３週～８月第２週） ※実習後８月下旬に仙台での実習事後指導スクーリングの受講が必要。
実習の分割		４分割まで可能 （同一年度、同一実習先にて、１回５日間（連続）以上で。大学および実習先の許可が必要。推奨は２分割まで。）
実習先	【要件】	p.49 ～ 50 に記載した法令で定められた種別の福祉施設・事業で、かつ省令の基準を満たす箇所
		省令で定められた講習会を受講した社会福祉士が実習指導者であること（実務経験３年以上）
	【選択方法】	「登録実習先」（p.49 参照）から選択・希望していただくことが原則。ただし、「登録実習先」にない箇所でも可能（省令の基準を満たしており承諾が得られた場合）。
		勤務先での実習も可能。ただし、省令の基準を満たす施設で所属長の了解をとり、休暇扱いで、「社会福祉援助技術実習」にふさわしい内容が必要。
		病院・診療所など医療機関での実習は、医療機関において勤務経験がある等、医療ソーシャルワークに関して十分理解（課題レポートの合格）のある方のみが可能。
実習可能地域		北海道 東北（青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島） 関東（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川） 甲信越（新潟） ※上記以外の地域を希望する場合は、ご自身で実習先を確保していただく場合があります。
巡回・帰校指導		実習期間中の本学実習担当教員による指導（計４回） ・**巡回指導（１回）**：実習先に教員が訪問・指導 ・**帰校指導（３回）**：指定の会場に集まり、教員より指導 （原則土 or 日曜日。90 分程度。仙台・札幌・青森・盛岡・秋田・山形・福島・東京・新潟の各地）。 ※帰校指導を受講できない場合には巡回指導に変更となり、別途巡回指導費（15,000 円／１回）が追加になります。
留意事項		実習の依頼はすべて大学から行います。
		実習期間中はスクーリング（オンデマンド含む）の受講はできません。
		実習開始２カ月前までに「演習Ａ・Ｂ」「実習指導Ａ」を含む指定専門科目 40 単位以上の単位修得、および「実習指導Ｂ」スクーリングの受講、実習計画案の立案などが求められます。

※「社会福祉士」「精神保健福祉士」両方の実習を行う場合 p.61の内容をご確認ください。

2 社会福祉援助技術実習　実習先

【実習先の要件】…下記①②両方を満たす施設・事業等の種別

①p.49～50に記載の施設・事業等の種別

②実習指導者資格※を有する社会福祉士がいる施設・事業等の種別

※実習指導者資格：社会福祉士の資格を取得した後、３年以上相談援助業務に従事した経験のある者で、かつ厚生労働大臣が基準を定める実習指導者講習会を修了した者。

【登録実習先】

➡本学通信教育部学生の実習を受け入れていただくことをご承諾いただいている施設・事業等。

・東北・北海道・関東・新潟を中心に、全国に多数有り（通信教育部ホームページ参照）。

・施設の都合により、希望する年度に実習の受け入れをいただけない場合もあります。

・現在実習先として登録があっても、実習指導者の異動等により変更となる可能性があります。

・現在実習先として未登録でも、要件を満たしており、施設の承諾が得られれば大学より依頼し「登録実習先」に追加します。

【東海・北陸・近畿地方以西での実習について】

➡下記の点にご注意ください。

・実習中の帰校指導開講地は東京か新潟が最も近くとなります。帰校指導が受講できずに巡回指導に変更する場合は実習巡回指導費（３回分 45,000 円）が実習費に上乗せされます。

・実習先の確保ができず、希望する年度に実習受講できない可能性もあります。

■実習先として認められる施設・事業等の種別

児童福祉法 （昭和 22 年法律第 164 号）	児童相談所	乳児院	母子生活支援施設
	児童養護施設	福祉型障害児入所施設	情緒障害児短期治療施設
	児童自立支援施設	児童家庭支援センター	指定発達支援医療機関
	障害児通所支援事業	障害児相談支援事業	
医療法 （昭和 23 年法律第 205 号）	病院	診療所	
身体障害者福祉法 （昭和 24 年法律第 283 号）	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉センター	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 （昭和 25 年法律第 123 号）	精神保健福祉センター		
生活保護法 （昭和 25 年法律第 144 号）	救護施設	更生施設	
	授産施設	宿泊提供施設	
社会福祉法 （昭和 26 年法律第 45 号）	福祉に関する事務所	市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所	
売春防止法 （昭和 31 年法律第 118 号）	婦人相談所	婦人保護施設	
知的障害者福祉法 （昭和 35 年法律第 37 号）	知的障害者更生相談所		
障害者の雇用の促進等に関する法律 （昭和 35 年法律第 123 号）	広域障害者職業センター	地域障害者職業センター	障害者就業・生活支援センター
老人福祉法 （昭和 38 年法律第 133 号）	老人デイサービスセンター	老人短期入所施設	養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム	軽費老人ホーム	老人福祉センター
	老人介護支援センター	有料老人ホーム並びに老人デイサービス事業	
母子及び父子並びに寡婦福祉法 （昭和 39 年法律第 129 号）	母子・父子福祉センター		
更生保護事業法 （平成７年法律第 86 号）	更生保護施設		

介護保険法 （平成９年法律第 123 号）	介護老人保健施設及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち、 ・通所介護　・通所リハビリテーション　・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業 地域密着型サービス事業のうち、 ・地域密着型通所介護　・認知症対応型通所介護　・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護　・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを行う事業 ・居宅介護支援事業 介護予防サービス事業のうち、 ・介護予防通所介護　・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業 地域密着型介護予防サービス事業のうち、 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業 介護予防支援事業並びに地域支援事業のうち、 ・第一号通所事業又は第一号介護予防支援事業
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法 （平成 14 年法律第 167 号）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
発達障害者支援法 （平成 16 年法律第 167 号）	発達障害者支援センター
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成 17 年法律第 123 号）	障害者支援施設、福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業のうち、 ・療養介護　・生活介護　・短期入所　・重度障害者等包括支援　・自立訓練　・就労移行支援 ・就労継続支援及び共同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援事業
身体障害者福祉法 （改正前：第４条の２第３項）	身体障害者デイサービスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設
前各号に準ずる施設又は事業 （平成20年11月11日社援発第1111001号）	1.「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和 47 年７月 22 日付け社更第 128 号）別紙（身体障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく身体障害者福祉工場 2.「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和 60 年５月 21 日付け厚生省発児第 104 号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場 3.「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成 15 年 11 月 10 日付け障発第 1110001 号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行う施設 4.「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年３月 31 日付け社援発第 0331021 号）別添 14（ホームレス自立支援事業実施要領）に基づくホームレス自立支援センター 5.「地域福祉センターの設置運営について」（平成６年６月 23 日付け社援地第 74 号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター 6.「隣保館の設置及び運営について」（平成 14 年８月 29 日付け厚生労働省発社援第 0829002 号）に基づく隣保館 7. 次のいずれの条件も満たすいわゆる独立型社会福祉士事務所 ⑴　社団法人日本社会福祉士会へ登録している社会福祉士が開設した事務所であること。 ⑵　独立型社会福祉士事務所を開業して３年以上の実績を有していること。 ⑶　利用者からの相談に応ずるために必要な広さを有する区画が設けられていること。 ⑷　他の独立型社会福祉士事務所等との連携が確保されているなど、適切な実習指導体制が整っていること。 ⑸　事故発生時等の対応として、損害賠償保険等に加入していること。

3 社会福祉士国家試験受験資格取得のための学費

実習受講者		実習免除者	
1年次入学者	3年次編入学者	1年次入学者	3年次編入学者
87万円から	53万円から	74万円から	40万円から

1年次入学者 →在学4年間・スクーリング単位30単位修得の場合。
3年次編入学者 →在学2年間・スクーリング単位15単位修得の場合。

※実習受講者へ

・上記には実習関連費（実習費11万円、実習指導スクーリング費2万円）が含まれています。
・実習中の帰校指導を巡回指導に変更の場合、1回につき1万5千円が別途追加となります。
・実習中に実習中止となった場合、実習費は返金されません。
・実習開始前でも、実習先決定後に実習を取り下げる場合、事務手数料1万5千円が必要です。

4 社会福祉士国家試験受験資格取得に関するQ＆A

Q1 遠方に住んでいますが、3年次編入学で受験資格を取得する場合、スクーリングなど仙台まで行かなくても可能ですか？

A．入学時期と地域により異なります。右表を参考にしてください。なお、右記地域での会場スクーリングだけでなく、科目修了試験、オンデマンド・スクーリングも利用することが必要です。

	4月入学者	10月入学者
札幌・東京・新潟	○	×（仙台に最低1回）
盛岡	×（仙台に最低1回）	×（仙台に最低2回）

Q2 実習は卒業するためには必修ですか？

A．卒業するためには必修ではありませんが、国家試験受験資格取得のためには必修です（入学前の実務経験により実習の免除制度あり）。

Q3 実習免除の対象について、施設の種別は該当していますが、職種が該当していません。ただし、同様の勤務内容で従事しています。免除となるでしょうか？

A．認められません。あくまで、対象職種として辞令を受けて従事している必要があります。

Q4 社会福祉士の国家試験はいつ受験できますか。

A．例年2月上旬にある社会福祉士の国家試験は、卒業見込みで（10月入学の方は9月末に卒業後）受験可能です。ただし、3月末に卒業しないと合格が取消されます。

Q5 社会福祉士の国家試験対策講座などはありますか。

A．本学通信教育部独自の受験対策により、合格をめざす学生・卒業生をサポートしています。
（これまでの実施例）※今後変更となる場合もあります。
講義型 本学教員による国家試験対策講義（講義4回＋全国統一模試1回）
在宅型 年6回の模擬小テスト

3　社会福祉援助技術実習の免除について

1　入学前に相談援助の実務経験を１年以上有する方の実習履修免除について

「2　社会福祉援助技術実習の免除対象となる実務経験コード番号表」に記載された施設（p.52～57）からの専任の辞令と、入学前までに（４月生：３/31時点、10月生：９/30時点）１年以上の「相談援助」を主たる業務として行っている方は、実習科目（「社会福祉援助技術実習指導Ａ・Ｂ」「社会福祉援助技術実習」の３科目７単位）が履修免除になる可能性があります。

該当する方は、ご出願の際に下記の様式をご提出ください（p.58～59「記入上の注意」参照）。

様式５　実務経験申告書＝本人記入・捺印

様式６　実務経験証明書＝証明権者による記入・公印捺印

（注）ご出願いただいた実習免除に関する記載内容について、入学後にその内容が事実に反していたことが判明し、実習免除や国家試験の合格が取り消された場合、本学ではその責任は負いませんので、あらかじめご了承ください。

2　社会福祉援助技術実習の免除対象となる実務経験コード番号表

次の施設・職種が、社会福祉士の国家試験受験に必要な実務経験を有するものと認められます。
※同名の施設種類、職種でなければ該当しません。

1）様式５「実務経験申告書」および様式６「実務経験証明書」の「施設（事業）等種類」、「職種名」および「コード」欄の記入にあたって
➡次の表より、該当する「施設種類」・「職種名」・「コード」を記入してください。

2）様式６「実務経験証明書」の「職種名」欄の記入について
➡職種名は、辞令等で発令されている職種名を記入してください。

■高齢者分野

施設種類			相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
介護保険法	介護保険施設	指定介護老人福祉施設（指定地域密着型介護老人福祉施設を含む）	生活相談員	1011
			介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	1012
		介護老人保健施設	支援相談員	1021
			相談指導員	1023
			介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	1022
		介護医療院	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	1611
		指定介護療養型医療施設	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	1031
	地域包括支援センター		包括的支援事業に係る業務を行う職員（p.53※１）（保健師、主任介護支援専門員等）［介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、認知症初期集中支援推進事業に限る］	1041
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設［指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設 を含む］		生活相談員	2221
			計画作成担当者	2222
	指定通所介護を行う施設［基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設（p.53※２） 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 を含む］		生活相談員	2011
			生活指導員	2012
	指定短期入所生活介護を行う施設［基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設 を含む］		生活相談員	2051
			生活指導員	2052
	指定通所リハビリテーションを行う施設（指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む）※介護老人保健施設において実施されているものに限る		支援相談員	2091

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
介護保険法	指定短期入所療養介護を行う施設（指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む） ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	2111
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター	2771
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者	2781
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 （指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む）	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2151
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 （指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む）	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2171
	指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2791
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員	2191
		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2192
	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2201
	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2211
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2911
老人福祉法	養護老人ホーム	生活相談員	1051
		生活指導員	1052
	特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを含む）	生活相談員	1061
		生活指導員	1062
	軽費老人ホーム（軽費老人ホーム（A 型、B 型）、ケアハウスを含む）	生活相談員	1071
		生活指導員	1072
	老人福祉センター（特 A 型、A 型、B 型）	相談・指導を行う職員	1081
	老人短期入所施設	生活相談員	1091
		生活指導員	1092
	老人デイサービスセンター	生活相談員	1101
		生活指導員	1102
	老人介護支援センター（在宅介護支援センター）	相談援助業務を行っている職員	1111
	有料老人ホーム	生活相談員	2271
その他	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員	2281
	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	生活援助員	2251
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ［高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業］	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員	2801

注意事項
（※１）「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。
（※２）「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

■児童分野

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司	1361
		受付相談員	1362
		相談員	1363
		電話相談員	1364
		児童心理司、心理判定員	1365
		児童指導員	1366
		保育士	1367
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	1371
		少年指導員（少年を指導する職員）	1372
		個別対応職員	1373
	児童養護施設	児童指導員	1381
		保育士	1382
		個別対応職員	1383
		家庭支援専門相談員	1384
		職業指導員	1385
		里親支援専門相談員	1386
	障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	児童指導員	1561
		保育士	1562
		心理指導担当職員	1563
		児童発達支援管理責任者	1564
	知的障害児施設 ［知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種）］	児童指導員（p.54 ※４）	1391
		保育士（p.54 ※５）	1392
	知的障害児通園施設	児童指導員（p.54 ※４）	1401
		保育士（p.54 ※５）	1402
	盲ろうあ児施設 ［盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設］	児童指導員（p.54 ※４）	1411
		保育士（p.54 ※５）	1412
	肢体不自由児施設 ［肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設］	児童指導員（p.54 ※４）	1421
		保育士（p.54 ※５）	1422
	児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	児童指導員	1431
		保育士	1432
		個別対応職員	1433
		家庭支援専門相談員	1434
	重症心身障害児施設	児童指導員（p.54 ※４）	1441
		保育士（p.54 ※５）	1442
		心理指導員（心理指導を担当する職員）	1443

施設種類			相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
児童福祉法	児童自立支援施設		児童自立支援専門員	1451
			児童生活支援員	1452
			個別対応職員	1453
			家庭支援専門相談員	1454
			職業指導員	1455
	児童家庭支援センター		相談員（児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員）	1461
	障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）	児童発達支援事業を行う施設	指導員（p.54 ※3）	1571
			児童指導員（p.54 ※4）	1572
			保育士（p.54 ※5）	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
			障害福祉サービス経験者（p.54 ※6）	1575
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1576
		医療型児童発達支援事業を行う施設	児童指導員（p.54 ※4）	1572
			保育士（p.54 ※5）	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1576
		放課後等デイサービス事業を行う施設	指導員（p.54 ※3）	1571
			児童指導員（p.54 ※4）	1572
			保育士（p.54 ※5）	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
			障害福祉サービス経験者（p.54 ※6）	1575
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1576
		居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設	訪問支援員（保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）（p.54 ※3）	1577
			児童発達支援管理責任者	1574
		保育所等訪問支援事業を行う施設	訪問支援員（保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）（p.54 ※3）	1577
			児童発達支援管理責任者	1574
	障害児相談支援事業		相談支援専門員	1581
	乳児院		児童指導員	2511
			保育士	2512
			個別対応職員	2513
			家庭支援専門相談員	2514
			里親支援専門相談員	2515
	指定発達支援医療機関 ［肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの］		児童指導員（p.54 ※4）	2451
			保育士（p.54 ※5）	2452
	児童自立生活援助事業を行っている施設		相談援助業務を行っている指導員	2531
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設		相談援助業務を行っている職員	2561
その他	利用者支援事業を行っている施設		相談援助業務を行っている職員	2901
	児童デイサービス事業（障害児通園事業）		相談援助業務を行っている職員（相談員）	2291
	地域生活支援事業	障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2441
	心身障害児総合通園センター		相談援助業務を行っている職員	2521
	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業） ［乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業］		相談援助業務を行っている専任の職員	2541
	重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設		児童指導員（p.54 ※4）	2581
			保育士（p.54 ※5）	2582
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関		スクールソーシャルワーカー	2741

注意事項

（※3）「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

（※4）「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

（※5）「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

（※6）「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）第 66 条第 1 項第 1 号に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業者等であって、2 年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス。

■障害者分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	1321
		心理判定員	1322
		職能判定員	1323
		ケース・ワーカー	1324
	身体障害者福祉センター ［身体障害者福祉センター（A型、B型） 在宅障害者デイサービス施設（身体障害者デイサービスセンター） 障害者更生センター］	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331
	点字図書館	相談援助業務を行っている職員	2321
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1341
		精神保健福祉士（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1342
		精神科ソーシャルワーカー（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1343

施設種類			相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
知的障害者福祉法		知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	1351
			心理判定員	1352
			職能判定員	1353
			ケース・ワーカー	1354
障害者総合支援法		障害者支援施設	生活支援員（p.56 ※7）	1121
			就労支援員	1122
			サービス管理責任者	1123
		地域活動支援センター	指導員（p.56 ※7）	1131
		福祉ホーム	管理人	1141
	身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設 ［肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設］	生活支援員（p.56 ※7）	2831
			生活指導員（p.56 ※7）	2832
		身体障害者療護施設	生活支援員（p.56 ※7）	2841
			生活指導員（p.56 ※7）	2842
		身体障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	生活支援員（p.56 ※7）	2851
			生活指導員（p.56 ※7）	2852
		身体障害者福祉工場	指導員（p.56 ※7）	2861
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士	1191
			精神障害者社会復帰指導員	1192
		精神障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	精神保健福祉士	1201
			精神障害者社会復帰指導員	1202
		精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	1211
			精神障害者社会復帰指導員	1212
		精神障害者福祉ホーム	管理人	1221
	知的障害者援護施設	知的障害者更生施設（入所、通所）	生活支援員（p.56 ※7）	1231
			生活指導員（p.56 ※7）	1232
		知的障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	生活支援員（p.56 ※7）	1241
			生活指導員（p.56 ※7）	1242
		知的障害者通勤寮	生活支援員（p.56 ※7）	1251
			生活指導員（p.56 ※7）	1252
	障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	生活支援員（p.56 ※7）	1271
			サービス管理責任者	1272
		自立訓練を行う施設（機能訓練、生活訓練）	生活支援員（p.56 ※7）	1281
			サービス管理責任者	1282
		就労移行支援を行う施設（認定就労移行支援を含む）	生活支援員（p.56 ※7）	1291
			就労支援員	1292
			サービス管理責任者	1293
		就労継続支援を行う施設（A型、B型）	生活支援員（p.56 ※7）	1301
			サービス管理責任者	1302
		就労定着支援を行う施設	就労定着支援員	1621
			サービス管理責任者	1622
		自立生活援助を行う施設	地域生活支援員	1631
			サービス管理責任者	1632
	障害福祉サービス事業	療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	1261
		短期入所を行う施設 ［身体障害者短期入所事業、知的障害者短期入所事業を含む］	相談援助業務を行っている職員	2341
		重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2351
		共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2361
		共同生活援助を行う施設 ［精神障害者グループホーム、知的障害者グループホームを含む］	相談援助業務を行っている職員	2371
	地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2381
		日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2391
		障害者相談支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2431
	一般相談支援事業所		相談支援専門員	1591
	特定相談支援事業所		相談支援専門員	1601
	相談支援事業を行う施設		相談支援専門員	2871
のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」		相談援助業務を行っている指導員	2301
			相談援助業務を行っているケースワーカー	2302
発達障害者支援法	発達障害者支援センター		相談支援を担当する職員	2461
			就労支援を担当する職員	2462
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター		障害者職業カウンセラー	2471
	地域障害者職業センター		障害者職業カウンセラー	2481
			職場適応援助者	2482
	障害者雇用支援センター		障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711
	障害者就業・生活支援センター		主任就業支援担当者	2501
			就業支援担当者	2502
			生活支援担当職員	2503
職業安定法	公共職業安定所		精神障害者雇用トータルサポーター	2981
			発達障害者雇用トータルサポーター	2982
その他	知的障害者福祉工場		相談援助業務を行っている指導員	2311
	聴覚障害者情報提供施設		相談援助業務を行っている職員	2331
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設		地域体制整備コーディネーター	2731
			地域移行推進員	2732
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設		地域体制整備コーディネーター	2811
			地域移行推進員	2812
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設		相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	2821

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
その他	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	2881
	第１号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第１号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	2491
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	2921

注意事項
（※７）「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方はその実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

■その他の分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1511
		精神保健福祉士（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1512
		精神科ソーシャルワーカー（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1513
医療法	病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア　患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ　患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ　患者の社会復帰に係る相談援助 エ　以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521
		退院後生活環境相談員	1522
生活保護法	救護施設	生活指導員	1491
	更生施設	生活指導員	1501
	授産施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2591
	宿所提供施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2601
	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員	2931
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	主任相談支援員	2941
		相談支援員	2942
		就労支援員	2943
		家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	2944
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員）	1471
		身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1472
		知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1473
		老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）	1474
		現業員・ケースワーカー	1481
		家庭児童福祉主事	1482
		家庭相談員	1483
		面接相談員	1484
		婦人相談員	1485
		母子・父子自立支援員、母子相談員	1486
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添１の３（１）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487
		生活保護法第 55 条の７第１項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488
	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員	2611
	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業（安心生活基盤構築事業）	専門員	2621
	市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	2631
		相談援助業務を行っている職員 主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他要援護者に対するものに限る。	2632
売春防止法	婦人相談所	相談指導員	1531
		判定員（心理・職能判定員）	1532
		婦人相談員	1533
	婦人保護施設	生活指導員（入所者を指導する職員）	1541
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員、母子相談員 （母子の相談を行う職員）	1551
刑事収容施設法	刑事施設	刑務官	5011
		法務教官	5012
		法務技官（心理）	5013
		福祉専門官	5014
少年院法	少年院	法務教官	5021
		法務技官（心理）	5022
		福祉専門官	5023
少年鑑別所法	少年鑑別所	法務教官	5031
		法務技官（心理）	5032
更生保護法	地方更生保護委員会	保護観察官	2641
	保護観察所	保護観察官	2651
更生保護事業法	更生保護施設	補導主任	2661
		補導員	2662
労働者災害補償保険法	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員	2671

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
難病の患者に対する医療等に関する法律	難病相談支援センター	難病相談支援員	5061
その他	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	2721
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員	5041
	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員	5051
	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員	2681
その他	就労支援事業を行っている事業所 ［自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業］	就労支援員	2951
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	2751
	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員	2761
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員	2691
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	2701
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	2961
	熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	2971
	自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） 家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員	2891
		相談支援員	2892
		就労支援員	2893
		家計相談支援員	2894
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	5071
	厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行っている相談員	9999

■現在廃止されている分野

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の国家試験受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成 18 年 10 月～ 19 年 3 月〕	相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業 （市町村障害者生活支援事業） ［身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業］ 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 （療育等支援施設事業） ［知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業］	相談援助業務を行っている職員	3061
障害者デイサービスを行う施設 （障害者自立支援法障害福祉サービス事業） ［身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む］	相談援助業務を行っている職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成 18 年 10 月～ 19 年 3 月〕	相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者 110 番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業 ［知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業］	相談援助業務を行っている職員	3091
高齢者住宅等安心確保事業 ［高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等において実施する事業］ 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） 生活援助員派遣事業 （高齢者世話付住宅において実施する事業）	生活援助員	3101
家庭支援電話相談（子ども・家庭 110 番）事業（中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員	3111
ヴィエトナム難民収容施設（日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業（児童センター、市に設置された児童館において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業（保育所、乳児院において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業（青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業（都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201

3 「実務経験申告書（様式５）」記入上の注意

●本人が記入してください。
（１箇所で１年以上の実務経験があれば、１箇所のみの記入としてください。）

様式５ （社会福祉援助技術実習免除希望者／本人記入）　　**社福士用**

実務経験申告書

学籍番号	※
受付番号	※

※記入しないでください

東北福祉大学
学　長　殿

申告者　フリガナ 氏名　フクシ アユミ　福祉　歩美　㊞

〒983－8511
現住所　宮城県仙台市宮城野区榴岡２－５－26
TEL　022（　233　）2211

私の相談援助に関する実務経験は，次のとおりですので，裏面の様式６の所属長等の証明書を添えて，申告します。

西暦 2020 年　1 月　15 日

	所属している（していた）施設名・施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種（コード）	期　　間	実務経験証明書（様式６）の証明権者名（病院・施設・機関代表者名を記載）
1	施設名 東北ケアプランセンター 施設・事業種類（正確に転記のこと） 居宅会議支援事業を行っている事業所	職種名 介護支援専門員 コード 2201	西暦 2007 年 4 月 1 日 〜 西暦 2020 年 1 月 15 日 （計 12 年 9 カ月）	センター長 仙台政宗
2	施設名 施設・事業種類（正確に転記のこと）	職種名 コード	西暦　年　月　日 〜 西暦　年　月　日 （計　年　カ月）	

「実務経験証明書（様式６）」の証明権者欄の「施設・機関の名称」を記載してください。

「施設・事業種類」「実務経験として認められる職種名」および「コード欄」は、「募集要項」p.52〜57の表より正確に転記してください。

「実務経験証明書」の証明権者欄の「代表者氏名」を記載してください。

現在勤務中の場合は、本様式作成日を記入してください。

１箇所で１年間の実務経験を満たせない場合のみ、ご記入ください。

（1）上記の内容は，「実務経験証明書（様式６）」の記載内容と一致することが必要です。
（2）記入内容を訂正した場合は，申告者の印を押印してください。修正液による訂正は認められません。
（3）本証明書が複数必要な場合は，コピーしてご使用ください。
（4）「施設名・施設種類」「職種名」は，実務経験の区分（「募集要項」p.52〜57）に記載の中から選び，その名称および（　）内にコードを**正確に転記**してください。
（5）その他，「募集要項」p.58の「記入上の注意」をよくお読みいただき，ご記入ください。
裏面・様式６については，必ず証明権者の記載・捺印を受けてからご提出ください。

4 「実務経験証明書（様式６）」記入上の注意

●証明権者による記入・公印捺印のうえ発行していただいてください。
（「実務経験申告書（様式５）」に複数の施設を記入の場合、本様式を施設数分コピーすること。）

【証明権者の方へお願い・記入上のご留意点】

p.52～58記載の「相談援助業務の実務経験として認められる職種」は厳密に解釈ください。
たとえば、

※「専任の職員（相談員 etc）」とは、下記①または②に該当する方です。
⇒①当該施設の常勤者で、もっぱらその職務に従事している方。
②当該施設設置者と雇用関係を有しており、相談援助の業務を行っている時間が当該施設の常勤者のおおむね４分の３以上である方。

※「介護支援専門員」は、資格を有し、「配置基準により配置されている」ことが必要です。

※「病院・診療所」の「相談員（医療ソーシャルワーカー等）」は、辞令が出ており、表（コード1521）に記載のすべての相談援助を行っている専任の職員に限ります。

※「介護福祉士」国家試験を受験している場合、表中（p.53～54）の注意事項（※３～７）参照。

様式６　（社会福祉援助技術実習免除希望者／証明権者記入・公印押印）　**社福士用**

実務経験証明書

学籍番号	※
受付番号	※

※記入しないでください

東北福祉大学
学　長　殿

フリガナ	フク シ　　アユ ミ	生年月日
氏　名	福祉　歩美	西暦1974年 11月 4日生

上記の者は，下記の期間，当施設・機関において，専任で相談援助業務を行う職員として勤務している（またはしていた）ことを証明します。

下記の施設種類・職種は，「募集要項」p.52～57の表記載の「施設種類」「職種」のなかからいずれかを選んで**正確に転記してください。**

施設名	東北ケアプランセンター	
施設・事業種類（正確に転記のこと）	居宅介護支援事業を行っている事業所	コード 2201
職種（正確に転記のこと）	介護支援専門員	
従業期間	西暦 2007年 4月 1日 から 2020年 1月15日 まで※（計 12 年 9 ヵ月） ※現職の場合は証明書作成日を「まで」にご記入ください。	

記入にあたって、「東北福祉大学通信教育部　募集要項」p.52～57の表記載の「施設種類」「職種」のなかからいずれかを選んでそのまま転記してください。

証明権者

（証明書発行日）　西暦 2020年 1月 15日

（施設・機関の所在地）　〒123－4567
仙台市青葉区○○町 1-1-1

（施設・機関の名称）　東北ケアプランセンター

（代表者役職・氏名）　センター長　仙台 政宗　（公印：東北ケアプランセンター長之印）

問合先	所属部署名	総務課	担当者名	△△ △△	直通電話番号	022-000-△△△△

⑴　証明権者（実務経験を行っていた施設等の代表者＝院長・施設長・所長・所属長など）の公印が必要です。（個人名印は不可）。修正液の使用は不可。証明内容を訂正した場合は，証明権者の公印を押印してください。
⑵　「相談援助業務」を行う専任の職員以外は実務経験として認められません。また，見込みによる証明はできません。
⑶　その他，「募集要項」p.59の「記入上の注意」をよくお読みいただき，ご記入ください。
⑷　本証明書が複数必要な場合は，コピーしてご使用ください。

見込みによる証明はしないでください。2019年4月1日から勤務を開始し2020年3月末で1年になるような場合は、2020年4月1日以降に証明書を発行してください。

所在地～代表者名まではゴム印による記載でも可です。ただし、必ず代表者名の公印を押してください。